

前橋市監査委員公表第30号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年3月14日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美 咲 子

# 都市計画部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年10月12日～11月27日

措置通知書提出日 令和6年3月5日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>朝倉町第二団地N棟既設公営住宅エレベーター設置計画通知申請業務において、契約規則第16条第1項では第6条の規定に準じて予定価格を定めるものと規定しているが、設計書等に基づき予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 施設の管理について</p> <p>ア 市営住宅の施設管理では、財務規則第184条において、主務課長は、その所管に属する公有財産について、使用状況の適否、維持保全状況の適否、その他公有財産の管理上必要な事項に関して常にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定している。</p> <p>しかし、南第一団地では4階と5階との踊り場の軒裏、前橋駅南口改良住宅第二団地では5階の軒裏の吹付塗装が剥がれ落ち、下を通行する人に当たる危険性があったほか、古市第一団地では高木の枝が剪定されず電線に触れていた。</p> <p>令和3年度の包括外部監査でも高木の枝が剪定されず同様な問題点があったが、改善されず、十分な維持保全がされていなかった。</p> <p>市営住宅は、入居者が安全で快適な生活を送るためにも普段から、施設の安全性と維持保全に配慮が求められることを再確認し、財務規則にのっとり、適切な措置を講じるよう改善されたい。</p> <p>イ 入居者の禁止事項として、市営住宅管理条例第27条第1項第3号において、入居者は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないと規定している。</p>	<p>1者による契約のため予定価格は不要と間違った認識があったことから、係内で講評翌日に契約監理課が作成している「役務等業務委託契約事務マニュアル」でOJTを実施し、改めて契約規則について理解を深めた。</p> <p>また、今回の監査における指摘内容について情報共有し、契約業務について正副担当者、係長の複数の職員によるチェックを徹底するよう改善した。</p> <p>南第一団地では4階と5階との踊り場の軒裏、前橋駅南口改良住宅第二団地では5階の軒裏の吹付塗装が剥がれ落ちた部分において、剥離していた箇所をすべて撤去し、通行する人の安全を確保した。</p> <p>また、古市第一団地の高木の枝は、電線に触れないよう剪定し、維持保全を行った。</p> <p>岩神第五団地の南側共用部分の一部を入居者が畑として利用していることから、委託先の群馬県住宅供給公社から管理人を通して、畑として利用している入居者に対して指導を行い、畑を撤去させた。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>しかし、岩神第五団地では南側共用部分の一部を、入居者が畑として使用していたほか、西片貝第三団地では共用部分の通路に、冷蔵庫、テーブル、椅子が放置しており、他の入居者の通行の妨げとなっていることに加え、駐輪場にゴミ及び放置自転車が数台あった。</p> <p>共用部分は入居者全員が利用できる施設の一部であり、特定の入居者が占有することは許されるものではなく、特に共用部分の通路は入居者が日常生活で通行するとともに避難する際にも確保する必要があることから、冷蔵庫や家具類を放置し通行を妨げてはならない。</p> <p>また、令和3年度の包括外部監査でも畑や放置されたゴミ及び自転車など同様な問題点があったが、その後の改善が不十分であることを再確認するとともに、市営住宅管理条例にのっとり、共用部分の占有者に対して改善を求めるなど適切な措置を講じ、秩序ある住環境の整備を指導するよう改善されたい。</p> <p><b>3 債権管理事務について（指摘事項）</b></p> <p>(1) 督促について</p> <p>国領第二団地に係る電柱等土地使用料において、履行期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。</p> <p>債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>【監査対象所属：市街地整備課】</b></p> <p><b>1 債権管理事務について（指摘事項）</b></p> <p>(1) 督促について</p> <p>保留地処分金において、履行期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。</p> <p>債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>また、西片貝第三団地の共用部分の通路に放置してあった冷蔵庫等については、委託先の群馬県住宅供給公社より管理人を通して、所有者に指導を行い撤去させた。</p> <p>さらに、同団地に附属する駐輪場のゴミ及び放置自転車については、所有する入居者が自主的に撤去した。</p> <p>今回指摘のあった電柱等土地使用料については、12月5日に納入済である。今後は関係条例及び規則について再確認するとともに、「行政財産目的外使用料債権台帳」を作成し、履行期限、入金日などを記載することとした。これにより、履行期限までの納付状況について正副担当者、係長の複数の職員によるチェックを徹底し、履行期限までに納入しない者に対し速やかに督促状を発するよう改善した。</p> <p>履行期限の管理がより徹底されるように、入金日を整理する「保留地分納管理台帳」を作成し、督促送付日などを記載することとした。これにより、履行期限内納付がされているかを正副担当者及び係長で確認し、納付されていない場合は、条例・規則にのっとり、督促するよう改善した。</p>